

TSC入会のご案内

サービス提供期間

2025年
3月25日から
2026年
3月24日まで

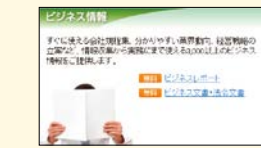
TSCは、事業者の皆さまの万への備えと将来への発展のために、各種サービスの提供および福利厚生
の増進を図ることを目的として設立した団体です。TSCの会員資格は、JBN登録事業者さまとさせていただきます。

※2026年2月15日申込まで
中途加入も可能です。

業務サポート



サクセスネットは損害保険ジャパンと第一生命で共同運営する企業の経営に役立つ情報提供サービスです。



3,000以上のビジネス情報、専門家によるコンサルティングサービス、豊富な福利厚生のメニューなどを用意しています。

コンテンツ例

- ビジネス文書・法令文書（ジャブリック）
社会保険事務所や労働基準監督署などの公的機関への提出書式を含め約2,000種類のビジネス文書ひな型を無料でご提供します。
- ビジネスレポート
1,000種類以上のレポートをホームページから請求いただけます。
※上記以外にもコンテンツをご用意しています。

福利厚生サービス

TSC会員になられた方には提携先の提供する、各種福利厚生サービスをご利用いただけます。ホテル優待サービス、育児支援、グルメ、映画、スポーツクラブ優待など50,000を超えるサービス・コンテンツを幅広くご用意しております。

メニュー例



レジャー・カラオケ・日帰り湯等
最大70%OFF

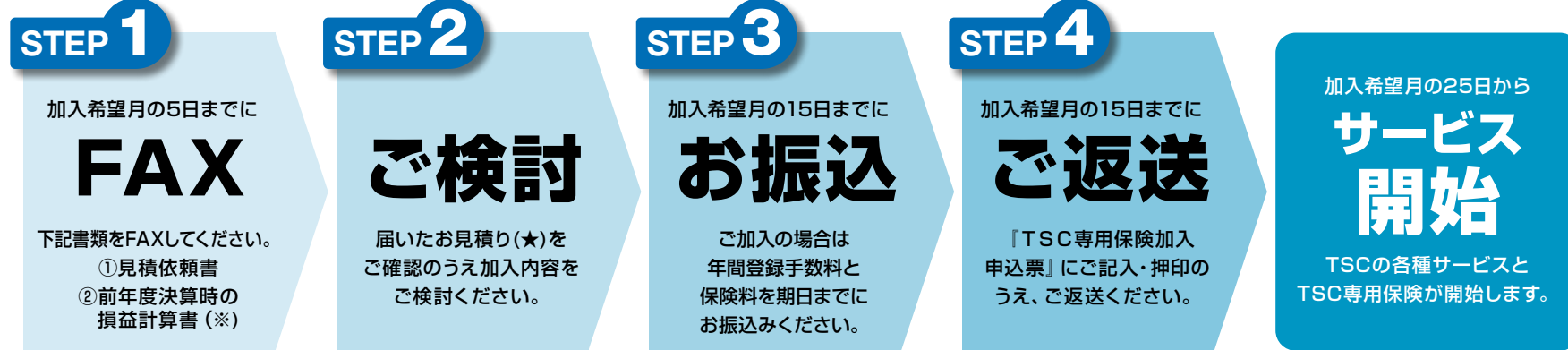


36,000店以上の飲食店や宅配ピザ等
最大50%OFF



全国共通鑑賞券・全国各地シネコン等
会員限定価格

TSC加入の流れ(お見積りから申込み手続きまで)



- (※) タフビズ業務災害補償保険のお見積りをご希望の場合は、前年度決算時の損益計算書をお送りください。また、個人事業主の場合は、「所得税の確定申告書」をお送りください。
- (★) FAXが届きましたらTSC事務局よりお見積りと「TSC専用保険加入申込票」を送付します。

TSC年間登録手数料

前年度決算時の完成工事高	年間登録手数料
1億5千万円以下	12,000円
1億5千万円超～3億円以下	24,000円
3億円超～5億円以下	36,000円
5億円超～8億円以下	60,000円
8億円超	84,000円

TSCのサービス提供期間は、毎年3月25日～3月24日です。

- 1年更新でご加入いただくサービスです。
- 年間登録手数料は毎年の完成工事高により変動いたします。

※中途加入の場合は、月割りとなります。
※年間登録手数料は消費税課税対象外です。
※退会される場合でも、年間登録手数料の返還はありません。

TSC年間登録手数料+専用保険 保険料例

TSC専用保険への加入費用＝

TSC年間登録手数料+各種保険料（TSCと各種保険に同時加入の場合）

※TSC年間登録手数料および各種保険の保険料は、前年度決算時の完成工事高により異なります。

たとえば、 完工高1億円の場合	TSC年間登録手数料+専用保険保険料 12,000円 + 134,100円	146,100円
たとえば、 完工高3億円の場合	TSC年間登録手数料+専用保険保険料 24,000円 + 366,220円	390,220円

- ※1 「TSC専用保険」にご加入の場合は必ず「TSC」へご加入ください。（保険のみでの加入はできません）
- ※2 「TSC専用保険」は建設工事保険と賠償責任保険（請負業者賠償責任保険・生産物賠償責任保険・施設所有（管理）者賠償責任保険）がセットになった保険です。いずれかの保険のみでの加入はできません。

お問い合わせ先 平日 午前9:00から午後5:20まで（年末年始を除きます）

TSC専用保険の内容確認・事故時の連絡先は
TEL.04-7170-4660
TSC保険相談窓口（有限会社NEWS）

TSC加入申込手続きについては
TEL.03-6897-8815
〒136-0071 東京都江東区亀戸1-14-4 第二萬富ビル5階
TSC事務局（株式会社JBサポート）

TSC会員さま向けに
保険もご用意!!

TSC専用保険

たとえば、完工高1億円の場合
専用保険 保険料

年間
保険料例

134,100円

このほかに、TSC年間登録手数料が必要です。

TSC専用保険の魅力は、**割安な保険料**だけではありません。
基本の補償はもちろん、各種特約もセットした**事故時も安心の補償内容**となっております。

保険の詳細は
次のページを
ご覧ください

たとえば、こんな場合に補償します



建設中の建物が火災により全焼した



作業ミスにより建設中の建物に損害を与えた



工事現場に置いていた工事用資材が盗まれた



工事中に、誤って工具を落とし第三者の駐車車両を傷つけた



給排水管の取付ミスにより水が漏れ、お施主さまの家財を汚損した



工事用資材が落下し通行人がケガをした

特約

<特約例>

- ① 陸上輸送危険補償特約
- ② 特別費用補償特約
- ③ 被害者治療費等補償特約
- ④ 訴訟対応費用補償特約
- ⑤ 初期対応費用補償特約
- ⑥ 管理財物損壊補償特約
- ⑦ 塗料等飛散・拡散危険補償特約
- ⑧ 生産物自体の補償に関する特約
- ⑨ 使用不能損害拡張補償特約 など

- ※1. このチラシは保険の概要を説明したものです。ご契約にあたっては必ず「重要事項のご説明 契約概要のご説明・注意喚起情報のご説明」をご覧ください。また詳しくは「普通保険約款（・特約約款）・特約集」をご用意していますので、取扱代理店または引受保険会社までご請求ください。ご不明な点につきましては、取扱代理店または引受保険会社にお問合わせください。
- ※2. 「TSC専用保険」のご利用には、「TSC」の加入とは別に保険の加入手続き（保険料の振込みと加入申込票の返送）が必要です。
- ※3. 「TSC専用保険」にご加入の場合は必ず「TSC」へご加入ください。（保険のみでの加入はできません）
- ※4. 「TSC専用保険」は建設工事保険と賠償責任保険（請負業者賠償責任保険・生産物賠償責任保険・施設所有（管理）者賠償責任保険）がセットになった保険です。いずれかの保険のみでの加入はできません。
- ※5. 「TSC専用保険」とは、TSC会員様向けにパッケージ化した保険です。

引受保険会社:幹事 あいおいニッセイ同和損害保険株式会社
非幹事 損害保険ジャパン株式会社
取扱代理店:幹事 株式会社JBサポート
非幹事 有限会社NEWS

建設工事保険

建設中の建物や資材の損害を補償

建物の建築を主体とする工事において、保険期間中に工事現場で発生した火災・豪雨・盗難 等の不測かつ突発的な事故によって、工事の目的物や工所用仮設物等の保険の対象に生じた損害に対して、保険金をお支払いします。



建設中の建物が火災により全焼した



作業ミスにより建設中の建物に損害を与えた



工事現場内の仮設事務所が、突風で崩壊した



工事現場に置いていた工所用資材が盗まれた



建設中の建物がゲリラ豪雨で発生した土砂崩れの被害を受けた

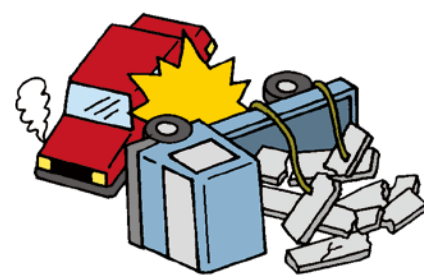


建設中の建物が夜間、何者かに壊された

プラス特約

『専用保険』ならではの、事故時も安心の補償内容

陸上輸送危険補償特約（事故例）



交通事故により工事施工者が運搬中の工所用資材が破損した



工事現場で、トラックから資材を降ろす際に落下させてしまい、破損した

保険金をお支払いする主な場合・お支払いする保険金の額・保険金をお支払いできない主な場合については、「お支払いする保険金および費用保険金のご説明」をご覧ください。

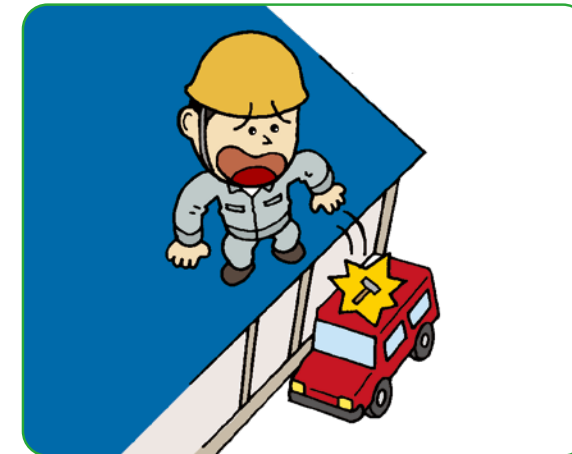
対象工事	ご加入事業者が日本国内で行う全ての建築工事
被保険者	ご加入事業者およびその全ての下請負人・発注者・元請負人（ご加入事業者が下請け人となる工事の場合）
保険金額（ご契約金額）	工事ごとの請負金額
免責金額（自己負担額）	5万円（ただし、火災・落雷・破裂・爆発はなし）
保険の対象	① 工事の対象物（付随する支保工・型枠工・支持枠工・足場工・土留工その他の仮工事を含む） ② ①の工事のために仮設される電気配線・照明設備・保安設備など工所用仮設物 ③ 現場事務所、宿舎、倉庫その他工所用仮設建物およびこれらに収容されている什器・備品 ④ 工所用材料および工所用仮設材
保険の対象とならない物	① 据付機械設備などの工所用仮設備および工所用機械器具・工具 ② 自動車その他車両 ③ 設計図書、証券、帳簿、通貨、有価証券 ④ 従業員の私物

賠償責任保険

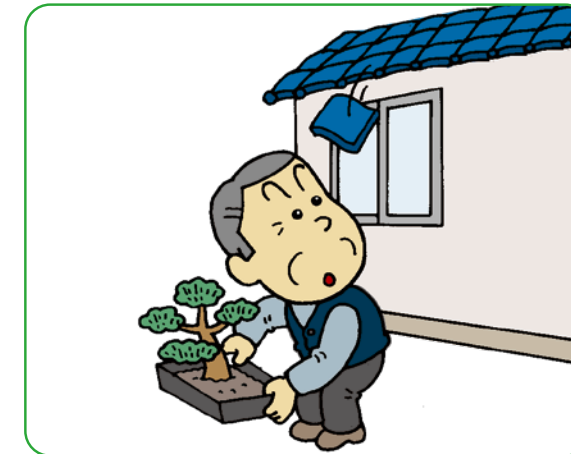
（請負業者賠償責任保険・生産物賠償責任保険・施設所有（管理）者賠償責任保険）

事業者さまの賠償リスクを補償

建物の建築を主体とする工事において、工事遂行中・工事終了引渡し後に発生した偶然の事故や所有、使用または管理する施設に起因する偶然な事故によって、第三者にケガを負わせたり第三者の財物に損害を与えたことにより、被害者に対して支払わなければならない法律上の損害賠償金等を保険金としてお支払いします。



工事中に、誤って工具を落とし第三者の駐車車両を傷つけた



引渡し後の新築住宅の屋根瓦が取付け不良のため落下し、庭にいたお施主さまがケガをした



給排水管の取付ミスにより水が漏れ、お施主さまの家財を汚損した



工所用資材が落下し行人がケガをした



室内リフォーム工事時に誤ってお施主さまの財物を破損させた



本社事務所の看板が落下し、行人がケガをした

プラス特約

『専用保険』ならではの、事故時も安心の補償内容

生産物自体の補償に関する特約（事故例）



通常の生産物賠償責任保険では、お客さまの家財（左記①）は第三者の財物として損害賠償の対象となりますが、自社施工部分である天井や壁（左記②）は補償対象となりません。

TSC専用保険では、他人の財物（①）に賠償事故が発生した場合に限り、自社施工部分（②）の修理費用も補償の対象になります!!

●1事故および保険期間中600万円限度

保険金をお支払いする主な場合・お支払いする保険金の額・保険金をお支払いできない主な場合については、「お支払いする保険金および費用保険金のご説明」をご覧ください。

対象工事	ご加入事業者が日本国内で行う全ての建築工事
被保険者（補償の対象となる方）	ご加入事業者およびその全ての下請負人 ※施設所有（管理）者賠償責任保険の被保険者は、ご加入事業者のみとなります。
支払限度額（ご契約金額）	工事遂行中の損害賠償事故、工事終了引渡し後の損害賠償事故、施設所有（管理）者賠償責任保険に該当する損害賠償事故 それぞれ2億円 ※対人・対物共通1事故・保険期間中通算で2億円
免責金額（自己負担額）	なし

人事労務担当者向けサービスです。
メンタルヘルスサポート

ご利用時間 平日 10時～17時（土・祝日、12/25～1/5を除きます）

<p>メンタルヘルス 職場サポート</p>  <p>メンタルヘルスに関する職場へのサポートや環境改善などについて臨床心理士等が電話でアドバイスします。</p>	<p>メンタルヘルス 休職・復職サポート</p>  <p>従業員の休職・復職に関するご相談に、メンタルヘルスの視点から臨床心理士等が電話でアドバイスします。</p>	<p>メンタルヘルス 労働安全衛生 情報提供サービス</p>  <p>お客さまのご希望により、安全衛生委員会等が必要なメンタル関連情報を四半期ごとに配信します。</p>
---	--	--

※サービスをご利用いただける方は、保険契約者となります。ただし、保険契約が団体契約等の場合、被保険者も対象となります。なお、経営セカンドオピニオンについては、保険契約者または被保険者が法人の場合はその法人の代表者となります。
（注）法人の代表者から委任を受けた担当者の方もご利用いただけます。
※サービスは日本国内のご相談が対象となります。
※経営セカンドオピニオンのご利用は、メニュー（項目）ごとに保険期間中それぞれ5回までとなります。（予約制）

経営者向けサービスです。
経営セカンドオピニオン

ご利用時間 平日 13時～17時（土・祝日、12/25～1/5を除きます）

<p>法律のご相談</p>  <p>取引先やお客さまとのトラブル、その他の法律問題に関するご相談に、弁護士が電話でアドバイスします（予約制）。</p>	<p>税務のご相談</p>  <p>会社経営や事業承継などの税務に関するご相談に、税理士が電話でアドバイスします（予約制）。</p>	<p>人事労務のご相談</p>  <p>雇用や労働条件などの人事労務に関するご相談に、社会保険労務士が電話でアドバイスします（予約制）。</p>
---	--	--

※保険金請求にかかわる事故等のご相談、既に弁護士に依頼している案件、訴訟となっている案件等のご相談は対象となりません。また、緊急の場合やご相談内容によってはサービスをご利用できない場合があります。
※一般的なご質問については、専門のスタッフがお答えする場合があります。
※サービスは、事前にお知らせすることなく変更・中止・終了することがあります。
※サービスは、あいおいニッセイ同和損保が委託している提携サービス会社をご提供します。
※上記はサービスの概要を記載したものです。サービス内容の詳細およびご利用方法については、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

「タフビズ業務災害補償保険」のご案内

貴社の業務上災害に起因するさまざまなリスクを総合的に補償します。



安心補償

さらに

保険金（ケガの補償）は、「労災認定」と関係なくお支払いします！

経営者・人事労務担当者を2つのサービスでサポートいたします。

お申込み手続き **申込締切日：2025年3月10日(月)**

STEP1 まずは、保険料確認方法に記載(表紙下段)の資料をTSC事務局である(株)JBサポートにFAXしてください。 **FAX：03-6897-8816**

STEP2 保険料の見積りを、TSC事務局である(株)JBサポートよりご案内します。

STEP3 保険料を確認いただき、2025年3月10日(月)までに「加入申込票」の提出、および保険料を別途ご案内する口座までお振込ください。

- この保険はTSCを保険契約者とし、TSCの会員企業を加入者とするタフビズ業務災害補償保険の団体契約です。
- タフビズ業務災害補償保険の「普通保険約款・特約集」、保険証券は保険契約者（TSC）に交付されます。
- 「タフビズ業務災害補償保険」は「業務災害補償保険」のベトナムームです。

<万一、事故が発生した場合の手続き>
万一事故が発生した場合は、速滞なく取扱代理店または引受保険会社までご連絡ください。ご連絡がないと、それによって引受保険会社が被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがあります。

他の保険契約等に関する告知について

他の保険契約等の有無については、危険に関する重要な事項の告知事項として加入申込票にご記入いただけます。正しくご記入いただけなかった場合には、保険契約を解除させていただくことがありますので、ご注意ください。

- このパンフレットは「タフビズ業務災害補償保険」の概要を説明したものです。ご加入にあたっては必ず「重要事項のご説明」をご覧ください。また、詳しくは「普通保険約款・特約集」をご用意していますので、取扱代理店または引受保険会社までご請求ください。ご不明な点につきましては、取扱代理店または引受保険会社にお問い合わせください。
- 他の保険契約等（異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約または共済契約を含みます）により、すでに被保険者について同種の補償がある場合、**補償が重複し、保険料が無駄になることがあります。**補償が重複すると、特約の対象となる事故について、どちらの保険契約からでも補償されますが、**いずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があります。**補償内容の差異や保険金額（支払限度額）等を確認し、特約の要否を判断のうえ、ご加入ください。
※複数あるご契約の内、これらの補償が1つのご契約のみにセットされている場合、そのご契約を解約したとき等は、**補償がなくなることがありますのでご注意ください。**

【取扱代理店】

TSC加入申込手続きについては TEL. 03-6897-8815 〒136-0071 東京都江東区亀戸1-14-4第2萬富ビル5F TSC事務局（株式会社）JBサポート	TSC専用保険の内容確認・事故時の連絡先は TEL. 04-7170-4660 〒277-0005 千葉県柏市柏5-1-11* 柏ビル2A TSC保険相談窓口（有限会社NEWs）
---	---

【引受保険会社】

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 東京企業営業第四部営業第一課
住所：〒103-0027東京都中央区日本橋3-5-19
TEL：050-3460-2234 FAX：03-5202-6019

※おかけ間違いにご注意ください。

保険契約者	TSC
ご加入資格・記名被保険者 <small>(保険契約により補償を受けられる方)</small>	TSC会員企業の皆さま
補償対象者※	TSC会員企業の役員・従業員およびその下請負人です。 ※業務上災害により事業者（記名被保険者）から補償を受けることができる方

- **保険期間**（ご契約期間）： 2025年3月25日午後4時から1年間
※2026年2月15日申込まで中途加入も可能です。
- **保険料払込方法**： 一時払
- **保険料確認方法**： ①見積依頼書、②ヒアリングシート、③前年度決算時の損益計算書(注)をFAXしてください。
(注)個人事業主の場合は「所得税の確定申告書」をお送りください。

役員・従業員等の業務に起因するケガや病気により事業者が支出する費用を幅広く補償！

補償内容

補償項目	補償内容	事故事例
死亡補償保険金	事故日から180日以内に死亡した場合に死亡・後遺障害補償保険金支払限度額を限度に保険金をお支払いします。	 作業中の爆発事故により従業員が死亡した。
後遺障害補償保険金	事故日から180日以内に後遺障害が発生した場合に死亡・後遺障害補償保険金支払限度額の4%～100%を限度に保険金をお支払いします。	 現場で作業中、指を切断した。
入院補償保険金	事故による身体障害のために入院した場合に、入院した日数に応じて保険金をお支払いします。	 貨物の下敷きとなり全身を強打した従業員が入院した。
手術補償保険金	事故日から180日以内に受けた手術に対して保険金をお支払いします。	 作業中にやけどを負った従業員の手術が必要となった。
通院補償保険金 (実通院のみ)	事故による身体障害のために通院した場合に、通院した日数に応じて保険金をお支払いします。	 作業中に転倒し靭帯を損傷、通院した。
傷害医療費用補償保険金	医師の指示により行った治療に関する費用や病院等に支払った費用など、治療のために負担した費用を補償します。	 治療のため医師の指示により精密検査を行い、医療器具を購入した。

<保険金について>

お支払いする保険金は、ご契約いただく支払限度額（補償額）にかかわらず以下のいずれかが限度となります。

① 記名被保険者が災害補償規定等を定めている場合

記名被保険者がその規定等に基づき補償対象者または法定相続人に支給するべき金額

② 記名被保険者が災害補償規定等を定めていない場合

記名被保険者が補償対象者または法定相続人に支給するものとして加入者証に記載された金額

<保険金の請求と支払先>

タフビズ業務災害補償保険は、被保険者である企業（事業者）に対し、災害補償規定等により給付した補償金等の損害を補償する保険です。事業者が補償対象者へ補償金等の給付を行う前に被保険者へ保険金を支払うことはできません。補償金等の給付の後または、給付と同時に（補償対象者口座への直接支払）となります。

保険料例

損害率による割引40%、リスク診断割引適用なしの場合

払込方法：一時払 【保険期間1年】<建設業：政府労災保険の事業種類コード 350>

補償内容		基本補償	
1名あたりの補償	死亡・後遺障害補償保険金支払限度額	1,000万円	
	入院補償保険金支払限度日額	5,000円	
	手術補償保険金支払限度額	入院中：入院補償保険金支払限度日額×10 入院中以外：入院補償保険金支払限度日額×5	
	通院補償保険金支払限度日額	3,000円	
	傷害医療費用補償保険金支払限度額	100万円	
保険料例	売	年間売上高5,000万円	78,340円
	上	年間売上高1億円	120,400円
	高	年間売上高3億円	210,950円

(注1) 上記と異なる補償内容をご希望の場合には取扱代理店または引受保険会社にご照会ください。

割引制度

割引制度の利用で、保険料がおトクになります！

上記保険料例で適用している割引

被保険者数割引^{※1}

最大20%割引

被保険者数によって割引率は異なります。

損害率による割増引^{※2}

最大40%割引

過去一定期間の保険料との合計とお支払いした保険金（お支払い見込額を含みます）の合計の割合に応じて、割増率は異なります。

各種保険料割引制度の詳細につきましては取扱代理店または引受保険会社にご照会ください。

告知用
質問事項回答書

企業ごとに適用される割引

リスク診断割引

引受保険会社所定の告知用質問事項回答書に記載された質問項目にご回答

いただくことにより、**最大25%まで^{※3}**

の割引を適用します。



番号	質問項目	チェック (回答)
1	保険契約締結時点で、ISO9001、ISO14001、ISO22000、ISO45001、H A C C P のいずれかの認証を取得済（全事業所・一部事業所を問いません。）である。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
2	安全衛生管理規定を作成している、または中小企業庁「事業継続力強化計画」の認定を受けている。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
3	「ゼロ炎運動」、「危険予知訓練（KYT）」等、職場の安全管理に取り組んでおり（中央労働災害防止協会への登録の有無は問いません。）、文書（電子媒体形式を含みます。）により、その記録が確認できる。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
4	保険契約締結時点の自動車保険の割引が以下の条件に該当する。（引受保険会社は問いません。） ●フリート契約 ^{※4} の場合・・・優良割引20%以上 ●ノンフリート契約の場合・・・全車7等級以上 ^{※5※6}	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
5	経済産業省「健康経営優良法人認定制度」、厚生労働省「安全衛生優良企業公表制度」または国土交通省「運転者職場環境良好度認定制度」（三つ星）のいずれかの認定を受けている（全事業所・一部事業所を問いません。）。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ

※1 前年度契約の始期日時時点の記名被保険者数によって決定しています。

※2 2023年10月1日から2024年9月30日の1年間の損害率に基づき、決定しています。

※3 項目5が「はい」の場合は最大25%割引となり、「いいえ」の場合は最大20%割引となります。

※4 記名被保険者が自動車保険のフリート契約者で、業務災害補償保険の契約締結時点で資格審査期間中の場合、記名被保険者を「ノンフリート契約者」とします。

※5 業務災害補償保険の継続契約または中途更改後の新契約で、直前の契約期間中に新規取得した6等級の車両がある場合、他の全車両が7等級以上のときは、全車7等級以上とします。

※6 自動車保険（ノンフリート契約）が長期契約である場合、「自動車保険が1年契約だった場合における保険契約締結時点の等級」とします。